

●香川県告示第463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 施行者の名称
坂出市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
坂出都市計画道路事業 3・4・34 室町谷内線
- 3 事業施行期間
平成19年10月2日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 香川県坂出市室町3丁目及び旭町3丁目